

副本

令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原 告 デヴァ・スリヤラタ ほか2名
被 告 国

第3準備書面

令和4年12月5日

名古屋地方裁判所民事第10部合議B係 御中

被告指定代理人

浅 海 俊 介 山 田 祥太郎 前 田 和 樹 佐 藤 博 行 後 藤 光 三 本 嘉 洋 内 藤 邦 太 長 尾 武 明 長 尾 正 樹 野 田 萌 子 

河 本 岳 大 

清 水 俊 幸 

幸 英 男 

高 崎 純 

長 谷 文哉 

永 美 辰也 

木 村 吉 智 

佐々木 俊彦 

被告は、本準備書面において、ウィシュマ氏の死因に関する病理鑑定書の結論には信用性に欠ける部分があることについて概略的に主張する（ウィシュマ氏の死因については、本来的には、原告らが主張・立証すべき事実であり、原告らの具体的な主張・立証を踏まえ、追って被告は、詳細な反論・反証をする予定である。）。

なお、略語については、従前の例による。

第1 病理鑑定書の結論について

病理鑑定書を作成した大学医師は、病理鑑定書の「6. 結論」において、ウイシュマ氏の死因について、「死亡に深く関わった疾患として自己免疫性甲状腺炎と、この自己免疫疾患に合併した血球貪食性リンパ組織球症が（中略）考慮された。」、「鑑定人は、本例の死因を、食思不振による脱水と低栄養に、最近発症した自己免疫性甲状腺炎に起因する未完成の血球貪食症候群が合併した複合的な要因による多臓器不全であると結論する。」とする（乙第19号証6及び7ページ）。

第2 「自己免疫疾患に合併した血球貪食性リンパ組織球症」あるいは「自己免疫性甲状腺炎に起因する未完成の血球貪食症候群」がウィシュマ氏の直接的な死因になったとは考え難く、ウィシュマ氏の死因に関する病理鑑定書の結論には信用性に欠ける部分があること

令和4年11月16日付け意見書（乙第24号証）のとおり、①血球貪食性リンパ組織球症の成人の患者のうち、重症化した患者には、一般的に主たる症状として持続的な高熱の症状が認められるところ、ウィシュマ氏には、持続的な高熱の症状が認められないこと（同号証第3・5ないし7ページ）、②本件において、ウィシュマ氏は、血球貪食性リンパ組織球症の診断基準を満たしていないこと（同号証第4・7ないし10ページ）、③ウィシュマ氏との関係では、自己免疫性甲状腺炎が、血球貪食性リンパ組織球症を引き起こす基礎疾患

となるとは考え難いこと、(同号証第5・10ないし12ページ) 等を総合的に考慮すれば、「自己免疫疾患に合併した血球貪食性リンパ組織球症」あるいは「自己免疫性甲状腺炎に起因する未完成の血球貪食症候群」がウィシュマ氏の直接的な死因になったとは考え難いというべきである(同号証第6・12ページ)。

したがって、ウィシュマ氏の死因に関する病理鑑定書の結論には、信用性に欠ける部分がある。

以上